

韓国によるインドネシア産紙製品輸入への AD 税 21.5 条パネル
(パネル報告 WT/DS312/RW 報告 2007 年 9 月 23 日、採択 2007 年 10 月 22 日)

瀬 領 真 悟

． 事実の概要

1 ． 国内アンチダンピング法関係

(1) 原パネル報告に関わる事実

2002 年 9 月 30 日韓国貿易委員会(以下、「KTC」)は、中国及びインドネシア原産のコピー機対応普通紙 (plain paper copier) 及び未コーティング紙 (uncoated wood-free printing paper) 輸入品へのアンチダンピング調査開始に関する韓国生産者の申請を受理した。その後、KTC は、4 つインドネシアの会社に質問状を送付した。4 社は、PT Indah Kiat Pulp and Paper Tbk (以下、「Indah Kiat」), PT Pindo Deli Pulp and Paper Mills (以下「Pindo Deli」), PT Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk (以下「Tjiwi Kimia」), and PT Riau Andalan Kertas (以下「April Fine」)である。KTC は、2002 年 11 月 14 日にアンチダンピング調査を開始し、その過程で 4 社の質問状回答期限は当初の期間より 3 週間延長された。Indah Kiat と Pindo Deli は期限内に回答した。KTC は、2003 年 3 月 24 日から 27 日に検証作業を行い、Indah Kiat と Pindo Deli の提出情報確認のため、現地を訪問した。

KTC は、2003 年 4 月 23 日にダンピング肯定的仮決定を行い次のようにダンピング・マージンを算定したが、暫定アンチダンピング税は賦課しなかった。Pindo Deli について 11.56%、Tjiwi Kimia について 51.61%と Indah Kiat について 0.52% のマイナスマージン。

KTC は、2003 年 9 月 24 日に最終的肯定ダンピング・損害決定をおこなった。KTC は、SinarMasGroup の一部であった 3 社 (すなわち Indah Kiat、Pindo Deli と Tjiwi Kimia) を 1 輸出者と取り扱って 8.22%のダンピング・マージンを算定し、SinarMasGroup 会社 3 社には 8.22%、April Fine と他のインドネシアの輸出者には、2.80%のアンチダンピング税賦課が賦課された。

韓国国内手続きにおける申請者は、韓国の紙生産者 5 社である。KTC は、「調査対象産品」を情報紙と未コーティング wood-free 紙の 2 つのカテゴリーを含むと定義した。2 カテゴリーとは、「PPC」と「WF」であり、「PPC」は、企業や本社でコピーに関して使われる複写機対応普通紙またはビジネス用の紙、「WF」は文具生産や印刷機から印刷するために使われる未コーティング印画紙である。

Indah Kiat と Pindo Deli は、WF と PPC それぞれについて全ての関連した国内の販売および輸出販売に関する詳細な情報を提出した。PT Cakrawala Mega Indah(以

下「CMI」)は、商社であり Indah Kiat と Pindo Deli の国内販売の殆どを取り扱っていた。Indah Kiat と Pindo Deli は、CMI への販売及び CMI による再販売に関する完全な情報(以下、「国内販売情報」)を KTC に報告した。

KTC による検証は、Indah Kiat と Pindo Deli によって提出された国内販売情報の確認を狙いとしていた。検証前に送付される検証計画書で、KTC は Indah Kiat と Pindo Deli に対し、検証中に提示されることを目的として 2001 年と 2002 年の CMI の決算書の準備を要請していた(一回目)。KTC は、検証の成功のためには両者についての理解が不可欠であると考えたからである。

検証時に、Indah Kiat と Pindo Deli は、CMI の決算書提出が不可能であると説明した。その理由は、最善を尽くしても、CMI をコントロールできず、文書の提出を強要することができなかつたためであるというものであった。

検証の結果について、KTC は、検証報告書を現地では提供せず、後日報告会(2003 年 4 月 4 日)を開催し、正常価額決定に際して、国内販売情報を使用せず、「入手可能な事実」に依拠する旨を表明した。その理由は、Indah Kiat と Pindo Deli による CMI 決算書を未提出によるものであるが、ただし、2003 年 4 月 10 日までに提出されるならば、KTC は CMI 決算書を受け入れることに同意した。2003 年 4 月 9 日付けの文書で Indah Kiat と Pindo Deli は、CMI の決算書を KTC に提出したとしている。この期日は、KTC の仮決定の 2 週間前、最終決定の 5 ヶ月以上前である。

仮決定では、KTC は国内販売情報を利用せず、Indah Kiat と Pindo Deli について入手可能な事実を用いたが、その理由は、CMI 決算書のような関連文書の不提出による。Indah Kiat (なお同社は最大手のインドネシアの輸出者であった)には、マイナス 0.52%、Pindo Deli には 11.56%。Tjiwi Kimia には、51.61%のダンピング・マージンが認定された。2003 年 9 月 1 日に KTC は、最終決定草案を通知し、ダンピング・マージン算定において、Indah Kiat、Pindo Deli と Tjiwi Kimia については一つのダンピング・マージン計算(韓国法上仮決定段階では許容されていなかったものであった)を実施することを提示した。最終決定では、前記 3 社を「単一の経済的実体」とする旨声明して 8.22%のダンピング・マージンが認定され、以前と同じ理由で国内販売情報が無視された。

(2) 原パネルの違反認定事項 (WT/DS312/R、28 October 2005, Korea – Anti-Dumping Duties on Imports of Certain Paper from Indonesia(WT/DS312))

(a) KTC ダンピング決定についての WTO 義務違反認定事項

Indah Kiat と Pindo Deli によって提供された国内販売データに代えて、二次的情報源からの情報使用において特に慎重さを求められる義務(KTC は、CMI

の支払い利息の計算において、RAK¹のデータに依拠して計算を行ったが、一般管理費の他の費目出費とは異なる取り扱いをする理由についての適切な説明を行ったか否か) に関して、AD 協定 6.8 条及び同協定付属書 パラグラフ 7 違反(以下、AD 協定の条文については協定名を省略する)。 検証結果の通知に関しては 6.7 条違反。 Indah Kiat と Pindo Deli の構成正常価額計算の詳細開示に関しては、6.4 条違反。

(b) KTC の損害決定についての WTO 義務違反認定事項

国内産業へのダンピング輸入の影響評価について、3.4 条違反。 申請で提供された情報であって、性質上秘密の性質を持つものについて、正当な理由の提示を求めなかったことについて、6.5 条違反。

(c) 勧告

パネルは、DSB に対して勧告の措置を WTO 整合的にするように勧告した。

(3) 韓国による履行

KTC は、Indah Kiat と Pindo Deli のダンピングについて再決定した。

2006 年 5 月 23 日に、KTC は、SinarMasGroup へのダンピング再決定草案を送付し、コメント提出を要請した(期限 2006 年 6 月 6 日)。

2006 年 6 月 6 日、SinarMasGroup は、コメントを提出し、以下のようなコメントに関連する 4 つの証拠を提出し、追加請求を行った。証拠として、CMI の売上報告、2001 年及び 2002 年の同財務報告、インドネシア法が監査のために財務報告を義務付けていないという法的見解、CMI の事業分野に関する法的見解。KTC に対する追加請求として、再決定草案で使用された情報へのアクセス及び韓国産業へのダンピング輸入の影響評価へのコメント請求。

2006 年 6 月 13 日、KTC は、SinarMasGroup の請求のあった情報を同グループに対して開示。

2006 年 6 月 16 日に、SinarMasGroup は、KTC の使用した情報が適切でない旨主張。

2006 年 7 月 27 日に、KTC は、最終ダンピング・損害再調査決定を含む履行報告書を公表した。

KTC は、以下の判断に基づき決定を行った。RAK のデータに基づいて CMI の利払いを計算したことが合理的であってかつ補強情報とも一致する。Indah Kiat

¹ RAK は、Riau Andalan Kertas の略称。同社は、インドネシアにおいて調査対象製品の製造に携わる April Fine Paper Trading の関連子会社である。April Fine Paper Trading は、インドネシア及び輸出市場において調査対象製品を販売しているインドネシアの商社である。

及び Pindo Deli について同一のダンピングマージンを算出する。韓国産業へのダンピング輸入の影響についての新分析を原調査手続きと同じ情報に依拠して実施する。履行審査パネル報告書によると、KTC が、このような再決定を行った理由付けは、原パネル報告における WTO 協定違反認定との関係では、以下の点にある。

原パネル報告書が Indah Kiat 及び Pindo Deli の構成価額算定に関して行った違反認定の理由は次の点にある。CMI の一般管理費算出作業のため、金利については製造会社のデータが使用され、他の費目については商社のデータが使用されたが、原パネル報告書は、この相違について KTC による適切な説明がなく付属書 パラグラフ 7 で求められている二次的情報源からの情報利用に際して特に慎重に行う義務を果たしていないとした。(報告書パラ 6.17)(以下、履行審査パネル報告書からのものでは、パラグラフ番号だけを示す。)

この点について、履行手続きにおいて、KTC は、第 1 に、CMI について製造業者の利払いを使用することが適切か否かを検討し、適切であるとした。KTC の再決定報告書では次のように述べられている。単に商品販売に従事する商社であっても実質的な財務支出を負担することがあり、製造業者か商社かという機能的な分類を用いることでは、会社が負担する財務支出を決定する根拠にはならない。(6.18)

第 2 に、KTC は、CMI が単なる商社であるか否かを検討し、それについては明確ではないという結論に達した。KTC は現地調査期間中に CMI が商社であることを示す資料を入手できず検証できなかった。KTC は、第三者である PT Data Inti Swakarsa(DIS)から CMI のビジネスタイプが製造業者としての特徴を示しているという情報を得た。KTC は、CMI が販売機能のみを持つ会社であるとする Indah Kiat 及び Pindo Deli の主張を根拠のないものとした。(6.19)

第 3 に、KTC は、CMI の金利として使用した RAK の金利を 4 つの情報源と比較した。DIS 報告書から得られた CMI の情報、SinarMasGroup グループの 3 社を含む 4 つのインドネシア製紙会社の財務支出、非紙製品を生産する 3 つのインドネシア製造企業の財務支出、非紙製品を販売する 5 つの韓国商社の財務支出。KTC は、これらの企業について販売費用とそれに対する金利負担を計算した。については対象企業からの提出情報に基づき、については、証券取引所から得た財務報告、については、Financial Supervisory Service と the CPA Association の HP からの監査報告書に基づき。これら全ての企業が、販売費用の一定比率以上の金利負担をしている。April Fine Paper Trading のデータのみならず、他の企業のデータを利用した金利計算は適切である。(6.20)

以上の点から、CMI について利用した金利は合理的であり、従って、再決定においても、原調査において Indah Kiat 及び Pindo Deli について算出されたダンピン

グマージンを維持する。(6.21)

2 . WTO 関係 - 原パネル手続きから 21 . 5 条パネル手続き

- ・ 2004 年 6 月 4 日 インドネシアによる協議要請。
- ・ 2004 年 8 月 16 日 インドネシアによるパネル設置要請。
- ・ 2004 年 9 月 27 日 DSB 会合 パネル設置。

Chairman:Mr. Ole Lundby Members:Ms. Deborah Milstein, Ms. Leane Naidin

- ・ 2005 年 11 月 28 日 DSB パネル報告書採択。
- ・ 2005 年 12 月 20 日 DSB 会合 韓国は、履行のために合理的な期間の必要性を声明、インドネシアと協議へ。
- ・ 2006 年 2 月 10 日 期間を 8 ヶ月、2006 年 7 月 28 日とする旨を DSB へ通報。
- ・ 2006 年 8 月 17 日 DSU21 条及び 22 条手続きに関する了解を DSB へ通報。
- ・ 2006 年 11 月 15 日 韓国側履行について協議が開催されたが、決裂。
- ・ 2006 年 12 月 22 日 インドネシアによる履行審査パネル設置要請。
- ・ 2007 年 1 月 23 日 DSB 原パネルへ事件を付託。
- ・ 2007 年 2 月 5 日 パネリスト決定。

パネリスト(原パネルと同一) Chairman: Mr. Ole Lundby、Members: Ms. Deborah Milstein, Ms. Leane Naidin

- ・ 2007 年 9 月 28 日 報告書加盟国閲覧。
- ・ 2007 年 10 月 22 日 DSB が、21.5 条パネル報告書採択。

3 . 当事者の請求

(1) インドネシア

- ・ Indah Kiat 及び Pindo Deli の構成価額における一般管理費の合理的算出の誤りについて 2.2 条、2.2.2 条違反
- ・ 2.4 条の下での公正な比較を行う義務違反、2.2 条及び 2.2.2 条と矛盾する形で決定された SinarMasGroup の正常構成価額を使用したことについて 2.1 条の下で適切なダンピング決定を行う義務違反。
- ・ Indah Kiat 及び Pindo Deli の構成価額の再販売者の利払いの計算のため当事者の提出した情報ではなく RAK からの情報を利用したことについて AD 協定 6.8 条及び付属書 とりわけパラグラフ 7 違反。
- ・ 原調査での争いのない事実を無視し、CMI の全営業活動についての証拠調べを再開し、他方で関連情報提供機会を SinarMasGroup に提供せず、SinarMasGroup により実際に提供された正確な情報を受け入れず、SinarMasGroup が実際に提供した情報を拒否し、かつ結論を信頼できない二次的情報に不適切に依拠した

- ことが、6.1条、6.2条、6.4条、6.6条、6.8条、及び付属書 違反。
- ・ 損害再決定の依拠した事実の不開示、及びインドネシア側輸出業者への見直し機会の提供の誤りについて、6.1条、6.2条、6.4条、6.5条及び6.9条の義務違反。
 - ・ 関連インドネシア輸出業者の利害関係者により提出された情報の複写提供の誤りについて6.1条、6.2条及び6.4条違反。
 - ・ 秘密であると指定された情報の範囲について、秘密の取り扱いについて正当な理由の提示請求の誤り又は公表される要約の提出請求もしくは要約が行えない理由の説明の請求の誤りについて6.1条、6.2条、6.4条及び6.5条の義務違反。
 - ・ AD 措置が GATT6 条の定める条件下において、かつ AD 協定の規定に従って調査を開始し実施する調査に基づいてのみとることができる規定する AD 協定 1 条の義務を尊重していない。

(2) 韓国

- ・ インドネシア側全請求を退け、韓国が適切に DSB 勧告裁定を実施したことを認定する。

21.5 条パネル報告書

A. 先行問題

1. 審査基準 (略)
2. 立証責任 (略)
3. 履行審査パネルの任務

履行審査パネルは、DSB 勧告履行のため韓国のとった措置の協定適合性評価を行う。このため、21.5 条手続きは、原パネル手続きとは異なる。履行措置は原パネル手続きの対象措置とは異なるのである。しかし、21.5 条手続きは、原パネル手続きから孤立してはいない。必要な範囲で、履行審査パネルは、原決定における調査当局の説明や原パネルの説明を勘案できる。原決定・原パネル手続きと再決定や 21.5 条パネル手続きとは、一連のイベントをなしているからである。それ故適切な場合には、インドネシアの主張審査において、原調査における韓国の説明や原パネルでの説明を勘案する。(6.5)

B. Indah Kiat 及び Pindo Deli の構成正常価額計算

[パネルの基本的枠組み]

CMI の利払い計算に関する KTC 決定の協定違反に関するインドネシア側主張

の根拠規定は AD 協定 2 条及び 6.8 条である。原パネル同様に、6.8 条から分析を開始し、紛争解決に必要な限度で 2 条に言及する。(6.22)

[インドネシア側主張]

インドネシアは、KTC による再調査中の利用可能な事実の利用に、6.8 条及び付属書 パラグラフ 7 違反がある旨を主張する。KTC は、原調査と同様に、履行手続きにおいて、KTC は CMI の金利支払い決定に際して、April Fine Paper Trading のデータ及び RAK のデータを情報として保有していた。KTC は、利息支払いについては RAK のデータを、それ以外の一般管理費費目については April Fine Paper Trading のデータを使用した。インドネシアは、この違いの理由説明が記録上に存在せず、利用可能な事実の選択に際し、KTC は、RAK の情報が最も適切で、問題状況の対処には最適であるかどうかを決定する比較及び評価分析を行わなかったと主張した。

インドネシアは、CMI の正確な事業範囲が不明確であるという KTC の認定についても異議を申し立てた。インドネシアによれば、この問題は、原調査で解決済みの事実であり、原パネル手続きで韓国側も周知しており、新事実認定が支持されるとしても、RAK のデータに基づく CMI の利息支払額の決定は許容されない。製造業者である RAK に関する利払いの使用により、KTC は Indah Kiat と Pindo Deli の生産関連利払いを二重計算した。KTC は、CMI のために April Fine Paper Trading の利払いを使用すべきであった。(6.23)

[韓国側主張]

KTC の決定に関する原パネルによる違反認定は、CMI の利払いのため RAK のデータを使用することについての適切な説明の欠如のみであって、KTC は再決定過程でそれを是正した。KTC は、まず商社が製造会社同様に利払いをする可能性を考慮し、CMI の正確な事業範囲に関する認定ができないことを説明し、RAK のデータを他の異なるデータと比較し、それが合理的であると決定した。従って、CMI の利払いのため RAK のデータ使用を継続した。(6.24)

[パネル認定]

(6.8 条及び付属書 パラグラフ 7 の意義)

パネルは、まず KTC 決定が 6.8 条及び付属書 パラグラフ 7 違反か否かを検討した。

6.8 条は、付属書 の規定と合わせ読んで解釈され、調査当局に対して、利害関係者が当局と協力しない場合には、利用可能な最善の情報の使用を許容し、当事者の調査非協力から生じたギャップの充足を認めている。しかし、ギャッ

ブの充足過程では、当局に白地委任は与えられていない。付属書 の規定は、利用可能な情報を使用する当局の裁量に対して当局が遵守せねばならない特定の制限を課している。この制限は、付属書 パラグラフ 7 に規定される。パラグラフ 7 は、調査当局に対して利用可能な情報の選択に慎重さを求めている。当局は、他の独立した情報源からの情報であって利用することができる情報に照らして確認しなければならない。パラグラフ 7 の最後のセンテンスは、非協力が、当該利害関係を有する者が協力した場合よりも当該利害関係を有する者にとって不利な結果をもたらすことを示しているものの、このことは、データの恣意的選択を正当化するものではない。(6.26)

CMI のデータ検証が原調査手続きにおいて行えず、利用可能な事実の援用が 6.8 条の下で正当化されることは争いがなく、KTC が欠落情報を埋めるため二次的情報源からの情報選択に際してパラグラフ 7 の要件を遵守したか否かが論点である。KTC は、二つのインドネシア会社 Indah Kiat と Pindo Deli について正常構成価額を使用した。両社のコスト要因の一つは、販売会社 CMI に関するものであった。CMI の情報の検証ができなかったため、KTC は、CMI の費用決定のため二次的情報源からのデータを利用した。KTC は、金利支出以外の一般管理費の費目計算のために調査対象であった商社である April Fine Paper Trading からの支出を用い、金利支払いについては RAK のものを用いた。これに対するインドネシアの見解は、利用可能な情報の選択が恣意的であって、ダンピング・マージンを水増しする意図でなされたものである。CMI と April Fine Paper Trading の活動の類似性に依拠して、KTC は金利支払いについても April Fine Paper Trading のデータを利用すべきというものである。(6.27)

(履行審査パネルの審査対象)

履行審査パネルの審査対象は、原パネル手続きの対象措置ではなく、DSB 勧告裁定遵守措置が対象である。履行措置審査の観点からは、原パネル手続きでの主張や議論ではなく、履行手続きでなされた主張や議論の観点からのものである。

しかし、実際には、履行手続きは原パネル手続きを背景に行われており、二つの手続きは一連の連続性をもっている。適切な範囲で、原パネル手続きの説明及び国内当局の原調査での説明を履行審査手続きにおけるインドネシアの請求解決のために勘案する。(6.28)

国内当局が CMI の利払いに関して行った再決定は二つの点で原決定とは異なる。国内当局が CMI の利払い計算のため RAK のデータを使用した理由は二つある。第一に、KTC は、CMI の代わりに製造業者の利払いを用いることが適切か否かを検討した上で、かかる使用が適切であると決定した。結論は、二つの根拠による。商社は、利息支払いを負担することがあり、会社の利払いは事

業分野に依存するものではない。 KTC は、原調査での非協力によって CMI の正確な事業分野を認定できなかった。

第二に、KTC は、CMI のために RAK の利払いを用いたことの補強作業を行い、その使用が適切であると決定した。

パネルは以下の検討手順で審査を行った。まず最初に、CMI の利払い計算のため製造会社の利払いを使用することが適切であるとした KTC 決定についての韓国の協定上の義務違反の有無を審査する。次に、KTC が CMI について使用した利払い計算のため用いた補強作業を検証する。(6.29)

【 1 . 付属書 パラグラフ 7 (with special circumspection)】 - CMI の利払い計算について製造会社のものを用いた点

商社が金利負担を負っていることについて当事者間に争いはなく、記録に依拠して CMI の正確な事業範囲が画定できないという認定については争いがある。

(CMI の事業範囲認定の有無)

[韓国側主張]

CMI の事業範囲の問題について、KTC は、認定を行っていない。

[パネル認定]

韓国の声明、陳述、再決定において SinarMasGroup の主張に対する認定、KTC 再決定での長い検討を前提とすると、パネルは KTC が現実には認定を行ったと思慮する。(6.31)

(KTC による CMI の事業範囲についての認定は、利用可能な事実の選択に関するものであったか)

CMI の事業範囲についての KTC の認定が利用可能な事実の選択に関連するかどうか。

[韓国側主張]

CMI の事業範囲についての KTC の認定は、CMI に RAK の利率を適用する KTC の決定に対して重要な意味を持たない。「CMI がどのような事業を営んでいるにかかわらず、利用可能な事実に基づいた利払い総額についての KTC 決定は合理的である」からである。

[パネル認定]

CMI 事業範囲問題の認定が RAK の利率適用の適切性についての KTC 認定の根拠の一つである。KTC 再決定では詳細に論じられており、再決定の理由付けから CMI の事業範囲問題の認定が RAK データに依拠した利払い決定とは無関係とは

いえない。(6.33)

この問題は再決定の他の箇所でも扱われている。KTC は、再決定でも CMI が再販売者であると主張するインドネシア企業の主張への回答として言及を行っている。そこでは、CMI の事業範囲の認定が利用可能な事実についての KTC の選択と関連性を持つことを KTC の再決定自身が示しているという結論にパネルは達した。審査基準によると、パネルには、KTC の認定事実が適切か否かの評価が求められており、CMI の事業範囲が明確でないという KTC の認定が適切であったか否かを審査しなければならない。よってパネルは、CMI の事業範囲問題についての KTC の認定が適切ではなかったとするインドネシアの主張を検討する。(6.34)

[CMI の事業範囲問題の認定に関連する事実を KTC は適切に認定したか。]

原パネルで、CMI が商社であって、Indah Kiat と Pindo Deli 生産の調査対象産品を販売しており、生産していないことには争いはない。しかし、CMI の正確な事業範囲が両会社の生産する対象産品の販売に限定されていたか否かというようなことについては原パネル手続きでは扱っていない。原パネル手続きで CMI の正確な事業範囲についての事実認定は、期待できなかったか、行われなかった。(6.35)

この問題は、履行手続きで初めて提起された問題である。KTC が検討した理由は、CMI が対象産品の販売会社なので RAK よりも April Fine に類似しており、April Fine の利払いを使用すべきであるという SinarMasGroup の主張への反論のためである。KTC は原調査で CMI を当事会社調査対象産品の再販売者として一貫して説明し、パネルも原パネル手続きで同様に言及し、原調査手続きでも原パネル手続きでもこの問題を重要なものとして扱わなかったのが事実である。原パネル手続きでの認定は、CMI が対象産品の商社であるという仮定に基づいていた。これが履行審査手続きで重要問題となった理由は、履行手続きにおいて KTC が CMI の事業範囲問題についての認定を行い、インドネシアが CMI の事業範囲が不明確であるとする KTC の結論に同意できなかったためである。故に、CMI の事業範囲が SinarMasGroup 生産対象産品の販売に限定されているかどうか確かではないとする KTC の推論が合理的ではないとはいえない。(6.36)

KTC は DIS 報告書の情報にも依拠した。履行審査パネルは、同報告書についてのインドネシアの申し立ても検討する。インドネシアは、同報告書には欠陥があるので同報告書への依拠が不適切であると主張する。欠陥は、履行手続き中に SinarMasGroup から KTC へ報告されている。第一の欠陥は、CMI と Indah Kiat の住所が混同されていること、第二の欠陥は販売には言及せず CMI を製造会社とだけ記述していること。(6.37)

報告書の冒頭の注意書きは、含まれている情報を用いる場合の注意喚起用であって、情報が一般的性質のものであり、明らかに事業決定の際には依拠すべきで

はないと述べている。事業決定用に十分信頼できない報告書は、アンチダンピング調査のために信頼できるものとは思慮してはならない。さらに、本件では、CMIと Indah Kiat の住所の混同の事実を SinarMasGroup が KTC に注意喚起しており、2006年6月16日付けの文書に示されている。(6.39)

KTCは、住所混同を指摘する SinarMasGroup の文書を退けており、韓国は、「誤りがあることを示す印刷物が説得的ではない」と主張している。韓国は、本手続き中に KTC の使用した DIS 報告書がインターネットサイトからの印刷物であるとしている。韓国の取得した版は、SinarMasGroup が提出した版とは異なる。パネルは、KTC の使用したものが、SinarMasGroup の提出したものよりも説得的であるとは受け取れない。よって、パネルは、KTC が SinarMasGroup の文書を勘案しなかった際に適切な正当化を行っていないと判断した。(6.41)

DIS 報告書への依拠及び報告書における情報の正確性についての SinarMasGroup の懸念への対応法が CMI の事業範囲問題についての認定に関する事実の確定が適切ではないと思慮する。CMI の事業範囲問題の認定が CMI についての製造会社利払いの使用が適切かどうかというより広い問題の文脈でなされている。それ故に、KTC の決定の最初の基盤に関する限り、KTC は付属書 パラグラフ 7 の特に慎重な取り扱いを行い損ねたと認定する。(6.44)

【2. 付属書 パラグラフ 7 with special circumspection …… check the information from other independent sources at their disposal】 - CMI の利払いについての補強証拠の利用は「特に慎重」な考慮をする扱いに当たるか否か。

(KTC の再決定での関連する理由付け)

KTC は CMI 利率計算のため RAK の利率を用いることとした後に、他の情報源からのものとの比較を行い、CMI のために用いた利率が適切であるという結論に至った。第一の情報源は、DIS 報告書である。KTC 再決定は、CMI の金利が販売コストの一定割合を示していると同報告書に掲載されている旨を指摘した。第二は、Indah Kiat と Pindo Deli に加えて他の二つのインドネシア製紙会社の金利が CMI で用いられた数字を実質的に超えているとみた。第三に、KTC は、非紙製品の生産に従事する三つのインドネシア会社の金利に注目し、それらも高いと認定した。最後に、KTC は、非紙製品卸売業に従事する韓国 5 社の金利を分析し、それらも実質的に高いと認定した。[なお、ここでは秘密情報として数値は示されていない。] 以上の理由で、KTC は、CMI の代用として RAK の金利が適切であるという結論に至った。(6.45)

[インドネシアの主張]

KTC の補強は CMI の金利支払いの代用として RAK を選択することの説明に

はなっていない。同時に、代用としての April Fine の金利支払いを意味のないものにするものでもない。KTC は、CMI の活動と補強のために用いた企業の活動の間の類似性又は非類似性を勘案すべきであった。補強のために用いた会社には、インドネシア市場で調査対象製品の再販売活動に従事しているものはおらず、これらの会社の金利と RAK の金利の比較は、CMI のために RAK の金利を使用する KTC の決定を正当化するものではない。KTC は、CMI のために April Fine の金利を用いるべきであって、製造業者である RAK とは異なって、April Fine は CMI 同様の活動に従事しているからである。

[韓国側主張]

会社負担利払いは、事業活動からは独立している。利払いは、会社が事業活動に資金投入するための資金借入れの関数である。事業活動の類似性を理由にして April Fine が CMI の正しい代理変数であるという議論は受け入れられない。
(6.46)

[パネル認定]

(原パネル決定の趣旨)

原パネルで KTC による CMI の金利支払い決定に対する違反認定の理由となったのは、CMI の一般管理費のうち、費目毎に異なった情報源(製造業者又は販売業者)を利用し、それについて適切な説明を欠いたことにある。原パネルは、製造業者と販売業者では財務支出に違いがあることが通常であり、生産活動はより多くの資本投下を必要とし、より高い財務支出を生じやすいとした。それ故、CMI のため RAK の金利を使用する KTC の決定を一般的ではないと認定した。

パネルは、当局が製造業者の金利を販売業者のため代用したり、その逆を行ったりするという方法を、適切に説明される限りで排除するものではない。パネルは、調査当局が利用可能な事実に依拠して異なった業種・業態等々の会社の財務支出を決定するに際して従わねばならない厳格なルールはないと考えた。本件履行手続きの状況では、KTC が RAK のデータを使用した利払い以外の部分で、CMI の一般管理費を決定するため April Fine のデータを使用したことは意味があると考えられる。パネルは、このアプローチが、CMI と RAK の事業の性質が異なることだけで、問題があるとはしない。KTC 再決定が CMI の一般管理費の異なった費目の金額決定に際し、使用した二次的情報源に関するこの二重のアプローチの理由を説明していない点に問題がある。パネル見解では、CMI と April Fine の間での事業の性質及び CMI と RAK の間での事業の性質にたとえ違いがないと仮定したとしても、付属書 パラグラフ 7 の慎重に行う要件の下では、

異なった情報源が CMI の一般管理費の異なった費目について利用された理由説明を要求されるという立場である。April Fine と RAK の金利に大きな差があることを前提とすると、説明の必要性は、本件手続きにおいてはより重要でさえある。原パネル報告書では、製造業者のデータを販売業者のデータとして使用する可能性を、調査当局の決定がかかるアプローチの理由を適切に説明する限りは排除するものではない。しかし、本件の場合には、そのような説明がなされていない。(6.47)

(補強証拠の利用)

原調査とは異なる論点として履行調査手続きで行われたことには、RAK の金利使用に関して各種会社の金利を用いた補強作業があった。

(DIS 報告書の利用)

KTC は、まず CMI について DIS 報告書で示された金利[秘密情報のため数値は示されていない。以下同様。]を引用した。RAK よりも高いあるいは類似した金利を支払っている会社があったという事実をもって、CMI のために RAK の金利を使用する決定の適切さを説明した。DIS 報告書による補強に関しては、CMI の事業範囲問題で同報告書の使用が適切な根拠にはならないとした本パネル認定が前提となる。それ故、補強のための同報告書への依拠は、付属書 パラグラフ 7 の義務を満足させるものではない。(6.49)

(他の会社のデータとの比較)

他の会社のデータによる補強に関して、パネルは、理由説明とはならないという立場である。KTC の補強は、RAK の金利と類似の利払いを行っている会社があると示しているにしかすぎず、KTC は調査において CMI のために用いられる利払いが高かったり低かったりする異なった事業に従事しかつ異なった産業部門の異なった会社のリストを集めること可能であろう。問題なのは、CMI のために KTC が用いた利払いが他の会社のものと同じなのかではなくて、KTC が CMI の代用として RAK の利払いを使用する決定に際して特に慎重さをもっていったか否かである。この点に関して、利払い情報の根拠となった二次的情報源すなわち RAK からの情報使用に際して特に慎重であったことを、KTC 再決定が示そうとするのではなくて、CMI の利払いを示すため何が適当あるいは適切であるのかということに、KTC 再決定が力点を置いていることに、パネルは留意している。(6.50)

パネル自身として KTC が CMI の代用として April Fine の利払いを使用すべきであったと主張しているのではないことを強調する。むしろ、KTC の決定を付属書 パラグラフ 7 に規定された特に慎重な考慮要件を満たさないものとしたのは、CMI の一般管理費の他の要素については April Fine のデータを使用したにもかかわらず、利払いについてはそれを使用しないとする決定の理由を、適切

に説明した記録がないことにある。これに関しては、原調査手続中では CMI と同様の事業段階で事業を行う会社に不均衡がみられることを理由に CMI の代用として RAK の一般管理費データを使用しないと KTC が決定したという、原パネル手続き中で韓国が行った言明に意味がある。韓国は、この点で KTC のアプローチの変更がみられるにもかかわらず、それを正当化する状況の相違をパネルに示すことをしなかった。(6.51)

韓国は、会社の利払いが企業の活動内容とは独立しているとする。会社は資金需要を異なった形で満足させている。パネルは、CMI と補強に使用された会社の事業の性質の非類似性を根拠にしたわけではない。異なった情報源を利用したことの適切な説明がないことを問題とした。他の会社の利払いを RAK の利払い使用の補強とすることは、この説明に当たらない。単に、同じ期間に同じ水準の利払いをしたということを示すにすぎず、その分析は恣意的である。(6.52)

韓国の主張では、CMI の利払いが RAK の利払いと類似していると考えられる理由とはならないということもできる。RAK の利払いは、販売流通会社及び類似・非類似製品を生産する製造会社の負担する利払いに関する利用可能な情報と一致しているとし、補強目的で情報を利用した会社に言及する。しかし、KTC による補強は、KTC が選んだ会社に関する情報に依拠している。同じ方法を使用すれば、KTC によって認定された利払いよりも低かったり、高かったりする利払いを持つ会社のリストを出すことができる。KTC の実務が付属書 パラグラフ 7 の特に慎重要件を満足させようと評価される分析を構成するとは考えられない。(6.53)

韓国は、April Fine の数字が通常の産業の経験するものと一致していることを示す証拠がないともいう。KTC が April Fine の数値を用いたとしても、補強証拠がない等とも主張したが、パネルを説得するものではなかった。(6.54)

韓国は、KTC によって得られた補強情報は、CMI について利用可能な事実を使用した利払いと一致し、SinarMasGroup が主張した利払い額と一致するものはない、と主張するが、先にパネルが説明したように、RAK の利払いと類似した利払いを行った会社があることを示した事実は付属書 パラグラフ 7 の意味での二次的情報源からの情報利用に際しての特別な慎重さを適用する義務を満足させるものではない。補強のため利用された会社の利払いが CMI のために使用された利払いの適切性の基準となるという主張は誤っている。パネルは、このタイプの選択的比較が特別な慎重さに当たるとは認定しない。KTC は、April Fine の利率に近い利率を示す会社に関するデータを収集したが、このことは分析の恣意性を変えるものではない。KTC 再決定のテキスト自体が CMI の利払いを RAK のデータに依拠させた恣意的性格を示しており、そこでは独立した情報源

から RAK の情報を検証せずに、RAK の利率と類似した利率があるかどうかを検討している。これは、恣意的分析であって、付属書 パラグラフ 7 の下での特別な慎重さを求める義務を満足させるものではない。(6.55)

(結論)

KTC が部分的に DIS 報告書に依拠して CMI の事業範囲を認定したこと。DIS 報告書への依拠と情報の正確性について当事者から示された懸念への KTC の対処法が CMI の事業範囲認定の不適切さを示すこと。RAK の金利使用について他の会社を用いた補強が、一般管理費の他の要素について April Fine のデータを用い金利について RAK のデータを用いたことについての適切な説明にはなっていないこと。以上から、パネルは、韓国が履行手続きにおいて二次的情報源からの情報使用に際して特に慎重に行ったとはいえないので、AD 協定 6.8 条及び付属書 パラグラフ 7 に違反したと認定した。(6.57)

AD 協定 2.2 条、2.2.2 条、2.4 条、2.1 条違反の主張については審理の必要はない。(6.58)

C . AD 協定 6 条違反の申立

【 1 . CMI の事業範囲問題についての記録】

略

【 2 . KTC の損害再決定の AD 協定 6 条違反】

[インドネシア側主張]

SinarMasGroup は、損害再決定根拠の開示と再決定へのコメントを認めるように KTC に請求した。KTC は、損害再決定が原調査期間中に収集されたデータに依拠することを理由に、請求を認めなかった。インドネシアは、これが AD 協定 6.2 条、6.4 条、6.5 条、6.9 条違反であり、KTC が原調査期間中に収集した情報のみに基づいて損害再決定を行った意図をも SinarMasGroup に通知すべきであると主張した。(6.65)

[韓国側主張]

KTC の損害再決定は新情報に依拠しておらず、履行手続き中に追加データは収集されていない。原調査期間中に上記データへのコメントを当事者に認めており、履行手続きでの最終決定後にコメントを寄せる機会を与える義務は KTC にはない。(6.66)

[パネル認定]

原パネルの 3.4 条違反認定は、損害要因の適切な分析の懈怠、特に産業にとって正の要因の評価の適切性欠如、損害との関連性の適切な説明不在に理由がある。インドネシアは、KTC の損害再決定が原パネル手続きで認定された当該問

題を是正していないと履行パネル手続きで主張せず、6条の手続的義務違反を主張した。(6.70) インドネシアは、損害再決定が原調査期間中に収集された情報だけに依拠した点については争わない。(6.71)

本件では、6条各パラグラフ規定の手続き上の義務は、DSB 勧告裁定の履行が原調査期間中の収集データのみによりに依拠する場合も適用されるのか否かというより一般的問題を含む。すなわち、履行が同じデータに基づく新しい分析に限られるような場合である。それ故に、特定のパラグラフの下でインドネシアが提起した主張について示した法的理由は、原調査期間中に収集されたデータに追加された新しい情報が証拠にはない場合の履行手続きに対するものである。(6.72)

《 原調査手続き・原パネル手続きと履行のための調査手続き・履行審査パネル手続きの関係 - 一般論 》

パネルは、インドネシアの主張の検討前に、原調査手続きと履行手続きの関連性について検討した。原調査で損害についてのコメントが許容されたという事実によって、「新しい手続き」における同じ権利を剥奪するものではなく、原パネル報告書の認定は、3.4条の下でのKTC原決定を無効とし、KTCはそれ故に輸出業者にコメントの機会を与えずに損害再決定を行い得ないとインドネシアは主張した。(6.73)

しかし、履行審査パネルは、履行手続きが新しい手続きであるという性格付けには同意せず、インドネシアの主張を退けた。履行審査パネルによれば、インドネシアは、DSUの規定も、その主張を支持するいかなるWTO協定も引用していない。履行審査パネルは次のように認定する。WTO違反を認定したDSB勧告裁定の履行手続きは、原調査から独立した新しいものではない。むしろ、メキシコによる米国産コーンシロップ21.5条事件で上級委員会が示すように、原決定と原パネル手続きは、再決定及び21.5条パネル手続きと対になる一連の構成物である。21.5条履行審査パネルとして、我々は、原調査と履行手続きから構成される手続的背景に関してインドネシア主張の手続的義務違反の有無を分析しなければならない。この論理的帰結として、6条の手続的義務が原調査において満たされている場合、KTCによる対応が必要でない限りで、履行手続において再度義務が履行されなければならないという裁定は控えねばならない。そうでなければ、パネルがDSB勧告裁定の履行に法的又は論理的に関係のない手続的義務を、KTCに対して課すことになる。(6.74)

【6.2条違反の評価】

[インドネシア側主張]

インドネシア輸出業者に対して損害再決定へのコメント又は参加機会を与え

なかったことが 6.2 条の義務違反であると主張する。ただし、この主張は、KTC の損害再決定草案がコメントのため輸出業者に開示されるべきであったというものではなく、3.4 条の要因の適切な分析についてのコメントの機会を求めるものであった。(6.75)

[パネル認定]

6.2 条は、6.1 条と合わせて読むと、調査当局に対して、アンチダンピング手続の利害関係者に対して、自己の利益を保護するための機会を与えることを求めている。6.2 条は、当局に対し、請求に応じて、利害関係者に対して他の関係者の見解を聞くための会合を開催する義務を課す。ただし、利害関係者の利益防御権は、時限的である。6.14 条に規定されるように、6 条規定の手続的義務は、当局による時間的に適切な手続進行を妨げる意図を持つものではない。(6.76)

SinarMasGroup がダンピング輸入の国内産業への影響評価へのコメントの機会を KTC に求め、拒否された事実は明白である。パネルは、この拒否が 6.2 条違反となるかを問題とした。(6.78)

パネルは 6.2 条の権利については次のように解釈した。6.2 条は、6.4 条や 6.9 条とは異なり、情報開示請求権ではなく、コメントの権利に関するものである。再決定が原調査収集情報に依拠したことには争いがない。パネルは、先に述べた解釈から(パラ 6.74)、原手続と履行手続が一連のもので、KTC に課されている手続上の義務もこの結合した二つの手続に関連するものであると考える。原手続ですでに尽くされた義務については、履行手続で同様な段階を踏むことが必要とされる限りにおいて、履行手続でも遵守されねばならない。パネルは、履行手続が新手続であるという理由に基づくインドネシアの主張にも、原調査手続での収集証拠のみに基づく決定であるのでコメントの権利がないとする韓国の主張にも同意しない。3.4 条の下での分析に関して同じ事実が同じ分析になるとは限らず、異なった分析になる可能性はある。パネルは、SinarMasGroup に 3.4 条の下での損害要因の評価にコメントをする機会を KTC が認めるべきであるとする。(6.79)

6.2 条の下でのコメントの機会を得る権利は、当局の決定の事實的側面についてのコメントに限定されず、データ評価についてのコメントの権利をも含む。6.2 条は 6.1 条と合わせ読んで、広い防御権を与える。インドネシアは、6.2 条の防御権が原調査で拒否されたとは主張していない。しかし、新決定が原調査と履行手続の混合物であるので、SinarMasGroup は、6.2 条で規定された防御のためコメント提出の権利を付与されている。それ故に、KTC は履行手続において AD 協定 6.2 条に違背した。(6.80)

【6.4 条違反の評価】

[インドネシア側主張]

SinarMasGroup に対し、立場の主張に関連ある情報を閲覧させなかったため、KTC は、6.4 条の義務に違反する。KTC が原調査収集情報のみに依拠した損害再決定を行ったという事実を SinarMasGroup に閲覧させるべきであった。このことは、6.4 条にいう秘密ではない情報に当たる。(6.81)

[パネル認定]

(6.4 条の適用範囲 - 情報)

6.4 条は、当局に対して、立場の主張に関連ある情報を閲覧させる機会を利害関係者に与えることを求めている。義務は、情報に関するものである。6.4 条にいう「情報」とは、関連アンチダンピング手続における調査当局にある情報として解釈され、当事者提出の情報、当局自身収集の情報を含む。加えて、6.4 条は、特定カテゴリーの情報に適用される。すなわち、利害関係者の立場の主張に関連する情報でなければならず、当局によって使用され、かつ、6.5 条の意味での秘密にはあたらないものでなければならない。(6.82)

(本件インドネシア主張へのパネルの判断)

インドネシアが問題にしたのは、KTC が原調査での収集情報のみに依拠して損害再決定を行うと考えていた事実の通知であり（履行調査で使用了原調査と同じ損害データの通知を主張しなかった）DSB 勧告・裁定の履行に関して 3.4 条適用に関する KTC の意図である。パネルは、意図が 6.4 条に言う「当局により使用された情報」に当たると主張には同意できず（6.88）、インドネシアの 6.4 条違反の主張は、prima facie を立証していない。

【6.5 条違反の評価】

[パネル認定]

6.4 条の意味する「情報」の存在が立証されていないので、6.5 条についても prima facie ケースに当たらない。(6.89)

【6.9 条違反の評価】

[インドネシア側主張]

6.4 条違反と同じ理由で 6.9 条違反を主張した。(6.90)

[パネル認定]

6.9 条は、確定的措置採用の有無についての当局の決定に関して検討の対象となっている重要な事実を含んだ遅延のない開示義務を規定する。6.4 条が「情報」に関するものであったように、6.9 条は「事実」に関するものである。加えて、この義務は、「重要な」事実に適用されるものであり、それは確定的措置をとるか否かの当局の決定の基礎となるものである。6.9 条の適用範囲は、確定的措置

をとるか否かの決定に際して当局によって使用される「重要な事実」に限定される。インドネシアの求める 6.4 条同様の意図は、6.9 条にいう「重要な事実」ではないし、6.9 条の義務は本件のような当局の説明や意図を対象とはしない。インドネシアは、prima facie ケースであることを示していない。(6.91 , 6.92)

D . 結論及び勧告

パネルは、次の認定を行った。6.8 条及び付属書 パラグラフ 7 違反及び 6.2 条違反を認定。6.4 条、6.5 条及び 6.9 条については prima facie が不成立であり、違反は認定されない。

次の点については、訴訟経済を理由に審理が省略された。

CMI の金利支払いを利用可能な情報に依拠して行ったことの 2.2 条、2.2.2 条、2.4 条、2.1 条違反の主張。

CMI の事業範囲問題の議論の部分的再開についての 6.1 条、6.2 条、6.4 条、6.6 条、6.8 条、付属書 違反の主張。

勧告の要否についてパネルは、原パネルによる DSB 勧告があるので、履行審査パネルとしての勧告を行わないとした。

. 解説

1 . はじめに

本件は、韓国がインドネシア産紙製品に足して行ったアンチダンピング調査及び課税について原パネル報告で行われた DSB 勧告裁定に関して、韓国がなした履行措置についてインドネシアが申立を行った 21.5 条パネル審査に関するものである。原パネルでは、アンチダンピング措置の発動要件及び調査手続きに関わり広範な検討が行われた。しかし、本件履行審査パネル手続きでは、インドネシアは、主に手続きの側面に焦点を当てて韓国の履行措置を争っている。解説・検討でも、本履行審査パネル報告書が取り上げた、アンチダンピング調査の手続き的規律に関わる点を検討する。

2 . 原調査・原調査手続と履行調査・履行調査手続の関係

本件では、認定の前提として原調査手続と履行調査手続の関係を前提とした判断枠組みがパネルによって採用されている。21.5 条パネルが「遵守のためにとられた措置」を審査対象とし、どのようなものなのかについては数多くの案件で扱われている。本件においては、そのこと自体については特に争いが無い。本件パネルも、「原パネル手続きの対象措置ではなく、DSB 勧告裁定遵守措置が対象であり、原パネル手続きでの主張や議論ではなく、履行手続きでなされた主張や議論の観点から

履行措置を審査する」としている。しかし、本件では、「履行手続きが原パネル手続きを背景に行われており、二つの手続きは一連の連続性をもっている」とされている。この判断は、メキシコによる米国产コーンシロップ 21.5 条事件上級委員会報告書に依拠している²。本件パネルは、これを根拠にして「適切な範囲で、原パネル手続きの説明及び国内当局の原調査での説明を履行審査手続きにおけるインドネシアの請求解決のために勘案する」と認定し、DSB 勧告履行措置や履行措置のための手続きについての当局の義務や利害関係者の権利の有無の判断に関連させている。本件では、インドネシアは、KTC による損害再決定へのコメントの機会提供拒否を問題としている。とりわけ、本件で KTC は、新しい事実を収集認定せず、原手続きでの収集証拠にのみ依拠して認定を行っていた。これに対してパネルは、損害認定が事実と分析からなるとして、同一事実によっても異なる分析が行われることがある点を根拠として、履行手続きにおけるコメントの権利を認めている。関連してパネルは、6.2 条を 6.1 条と合わせることで利害関係者に広範な防御権を認めるとの言及を行っており、利害関係者の手続き的権利を尊重する姿勢からの判断である。

他方利害関係者の防御権は、パネルも言及するとおり AD 協定上時間的な制約を受けている。これに加えて、本件パネル認定は、「6 条の手續的義務が原調査において満たされている場合には、…KTC による対応が必要とされない限りで、履行手続において再度義務が履行されなければならないという裁定は控えねばならない」として履行段階での手続き上の権利義務が原調査と同一ではないことを示した。一般的枠組みとして、パネルは、6 条の手續き義務が原調査で満たされている場合には、調査当局は再度同じ手順を踏み、権利を保障する義務を負わないとしている。この点に関連しては、今後このような扱いがなされるのはどのような場合なのかの明確化の課題が残る。

3 . 利用可能な情報 (facts available) に関わる規律 - 付属書 パラグラフ 7 「特に慎重に行う (with special circumspection)」

AD 協定 6.8 条は、利害関係者による情報提供がない場合などの利用可能な情報に依拠する決定を国内当局に許容し、その際には付属書 の遵守を義務付けている。本件でも、インドネシア側当事者の Indah Kiat 及び Pindo Deli による CMI についての情報提供や検証が行われなかったため、この規定が用いられることになった。この点については履行パネルでは争いはなく、利用可能な情報使用の際の国内当局の行動を規律する付属書 とりわけパラグラフ 7 の遵守が問題となった。

本件でパネルは、韓国の再調査に関してパラグラフ 7 で規定された規律のうち二

² Mexico – Anti-Dumping Investigation of High Fructose Corn Syrup (HFCS) from the United States – Recourse to Article 21.5 of the DSU by the United States, WT/DS132/AB/RW, adopted 21 November 2001, para. 121.

つの点を指摘しているが、パネルが審査で主に依拠したのは、二次的情報源からの情報に依拠した認定の際の、特に慎重な認定を義務付けたことである。「特に慎重に」については、協定中には定義はない。先例の中には、調査当局によって行われた選択に客観性欠如や偏向がなければ、数多くの同等に信頼できる選択肢の中から調査当局の選択が優先されると認定された事案がある（エジプトによるトルコからの鉄鋼輸入への AD 措置事件）³。この認定では、当局に偏向や客観性欠如がなければ当事者提出の証拠よりも、当局の選択を優先するという判断を示しており、利用可能な情報利用に当局の判断を重視した。当局の偏向又は客観性を問題視しているものの、具体的にはどのような審理を行うかを、このパネルは明確化していなかった。本件では、利用可能な情報選択について、適切な説明を求めることでこの点をより具体化している。先行パネルへの言及はないが、先行パネル認定との整合性を考えれば、当局が偏向なく、客観的であることを示すためには、個別案件の情報の選択の判断において適切な説明を行わねばならないことになる。一般的抽象的な偏向的や客観的という当局の性格ではなく、個別案件での説明が求められることが明らかになったといえよう。この点では、「特に慎重に」の義務内容が具体化したといえ、パネルの判断には賛成できる。

本件事案の取り扱いについても、パネルの結論は是認できる。KTC による CMI の金利計算のために用いた情報の選択は、恣意的であり、説明方法もそれを正当化しうるような適切な説明ではない。本件については、KTC の認定手法は、明らかに説明困難なものであったもののように思われる。ただし、パネルが、CMI の金利計算のために RAK の金利を利用すること自体は否定していない。これは、審査基準に沿ったものと考えられる。かかる認定方法の正当化のためにどのような説明が可能か、本件パネル報告では明らかにされないが、一般的に業種や業態を超えて情報を利用することには無理があると思われる。容易に正当化が認められれば、調査当局による恣意的な認定の余地が残る。今後の明確化が課題であろう。

以上

³ Egypt – Definitive Anti-Dumping Measures on Steel Rebar from Turkey, WT/DS211/R, 8 August 2002.

